

平成20年度第2回尾張旭市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時

平成21年 1月28日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午後 0時05分

2 開催場所

尾張旭市市民会館 2階 第3会議室

3 出席委員

自治連合協議会 桜井鎮哉、商工会事務局 坂口文孝、商工会女性部 鈴木善子、JA あいち尾東女性部尾張旭支部 谷口悦予、子ども会連絡協議会 本間彰、地域活動連絡協議会 谷山れい子、生活学校 吉田民子、(株)イトーヨーカ堂尾張旭店 中西博文、(株)トキワ製紙カンパニー 曾我長生、消費生活推進員 福島晶子、公募委員 中西敏憲、公募委員 谷口龍夫 12名

4 欠席委員

名古屋産業大学 成田暢彦、地域婦人団体連絡協議会 清水正枝 2名

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

市民生活部長 酒井敏幸、環境課長 野村孝二、環境課長補佐兼ごみ減量係長 鬼頭一誠、ごみ減量係主査 稲垣正宏

7 議題等

- 1 議題 (1) ごみ減量計画の見直しについて
(2) 資源ごみ回収団体活動奨励金制度の見直しについて
(3) 指定ごみ袋の基準見直しについて
- 2 報告 (1) レジ袋削減(有料化)の取り組みについて
- 3 その他

8 会議録概要

事務局	<p>なお、本審議会は、市の「附属機関の会議の公開に関する基準」に基づき、傍聴を認めている。また、本審議会の会議録及び録音媒体の公開については、「附属機関の会議録等作成に関する基準」に基づき、本審議会の会議録だけでなく会議を録音した録音媒体についても公開が必要となるので、ご了承いただくようお願いする。</p> <p>本日の出席者は、12名であり、審議会条例第7条第2項の規定に則しており、会議として有効に成立をした。</p>
委員長	<p>本日の議題は、3点あり、1番は「ごみ減量計画の見直しについて」、2番目は「資源ごみ回収団体活動奨励金制度の見直しについて」、3番目は「指定ごみ袋の基準見直しについて」となっており、2番と3番は決議事項となっており、その都度採決をお願いする。</p>

【議題 1 (1)】 ごみ減量計画の見直しについて】

尾張旭市ごみ減量計画の見直しについて、資料 1 のごみ減量計画(平成 16 年度～25 年度)中間見直し資料を説明する。

＜尾張旭市ごみ減量計画の位置付けについて＞

長期的なまちづくりの方向性を示す「尾張旭市第四次総合計画」の中では、「資源循環型社会の形成」を掲げ、ごみの総量などの数値目標を定めており、その下位に位置付けられるのが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下、ごみ処理基本計画)となる。基本的な廃棄物処理に掛かる数値目標は、ごみ処理基本計画の数値を用い、上位計画も準拠している。今回の「ごみ減量計画」はごみ処理基本計画の下位に位置付けられ、実行計画となる。

＜見直し資料の作成について＞

今回の資料は清掃事業を経験した市の職員で構成する「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」で検討した。

＜計画期間について＞

平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間となる。市の総合計画やごみ処理基本計画と合せて中間点をすぎる平成 21 年度以降のごみ減量計画を社会環境の変化や事業の進捗状況にあわせて今年度見直しを行う。したがって、計画の期間は現行計画の目標年次である平成 25 年度とします。

＜3 の基本方針について＞

これまでの達成状況の検証を行うとともに循環型社会の構築に向けて行政・住民・事業者が行うごみの排出抑制、再利用、再生利用等ごみの減量に資する具体的施策の検討など、必要な見直しを行う。見直しの方法は、ごみ処理基本計画に基づき行い、具体的な年度をできる限り明示する。

＜4 収集体制現状(1)のごみ分別の種類及び収集方法について＞

当初の計画時と大きな変更はない。

(2)人口の推移と将来予測については、ごみ処理基本計画の将来予測人口数値を使用する。

(3)ごみ排出量の推移については、平成 13 年度をピークに減少に転じている。家庭系ごみ一人一日当たりの量で 70g、約 8%の減少である。資源ごみの推移は、平成 16 年 4 月から市が古紙の回収を始めたことにより、大幅に増加している。また、空きかん・空きびんが減り、ペットボトルが増加する傾向が継続している。なお、平成 19 年度より市内新聞店の古紙回収量も算入している。

(4)ごみ処理経費については、平成 19 年度のごみの区分ごとの処理経費であり、建設負担金などの設備に関する費用が算入していないが、ごみの区分ごとの処理単価を示している。単価がもっとも高いのは乾電池であるが、これは処理できる施設が限られているため、北海道まで輸送されているからである。次にプラスチック製容器包装の単価が高く、トン当たり約 68,000 円となっており、総額に

においても、可燃ごみに次いで高額になっている。反対にペットボトルは高い値段で売却できたため、処理単価は低額になっているが、平成20年度は売却金額が急落しているため、処理費用は高くなると思われる。

(5)資源ごみの回収率ですが、平成20年9月～10月実施した可燃ごみの組成調査結果を基に、現在の収集量から推計したものである。びん・かんは90%以上の回収率があり、ほとんどの方に分別していただいているが、プラスチック容器包装については34.4%と約3分の1しか分別されていない。紙類については、70%程度にとどまっており、特に雑がみと言われる、新聞、ダンボール、雑誌以外のリサイクル可能な古紙が可燃ごみ全体の10%近くを占めている。それでも平成14年当時の資源化可能なごみの混入率35.65%と比べると随分減少しており、市民の皆さんが、ごみに関心を持っていただけるようになったということだと思う。

<5 課題、ごみ焼却施設、最終処分場の長期使用について>

本市のごみは、瀬戸市、長久手町とともに構成する尾張東部衛生組合に搬入し、焼却された後に焼却灰等を瀬戸市にあります最終処分場に運び埋め立て処分される。これらの施設を少しでも長く使うことが必要であり、そのためには今後のごみの減量化が不可欠である。また、資源化の向上と発生抑制を行う必要があり、市民・事業者・行政の協働による取組が最も重要なポイントとなっている。

<6 目標値の達成状況について>

目標値は当初の数値を変更していない。今回の見直しでは平成19年度までの実績を記入する。ごみの排出量については、全ての年度で目標を上回っているか、ほぼ予定どおりとなっている。また、資源化率についても、目標を上回っている。ただ今後については、必ずしもこのまま進んでいくとは思われないので、目標数値をクリアするためには新たな減量施策が必要になる。

(2)資源の回収率の実績値については、可燃ごみ組成調査結果から算定したものである。したがって、おおよその目安と考えていただきたい。例えば、かんやびんにつきましては、回収率が下がっているように見えるが、実際は30袋程度のごみ袋に1～2個程度のものなので、分別はほぼできていると考えている。

<7 減量施策について>

大きく分けて5種類の基本事業を市民・事業者・行政がそれぞれの役割をもって取り組んでいくものである。基本事業全体について、⑩の国等への働きかけを新設したが、他は変更であり、具体的に説明していく。

表の見方を説明すると、見え消しの部分は削除し、アンダーラインの部分は新たに加える文字又は文章である。ごみ減量計画中間見直し検討委員会により達成度の評価を実施し、新たに項目を作成したものに新規、項目を廃止するものには廃止、内容を変更したものには改定、他の項目と統合し無くなるものには統合、と確認欄に記入した。なお、字句の変更のみの場合は空欄となっている。実施時期については、●が開始年度を示している。そのまま始まっている→については、

すでに実施しており、引き続き実施するものである。項目が多くなるので確認欄に記載事項があるものを中心に説明する。

- ・①項目中の「定期的に市民のごみ処理経費及び減量状況を広報・ホームページなどで知らせます」については、以前審議会報告で×としたが、減量状況はすでに広報で掲載しているため、評価を△に訂正する。平成23年度には一般廃棄物会計基準を導入し、広報等に掲載していきたいと考えている。
- ・「ごみ出しルールに違反したごみにはシールを貼って取り残し等の措置を行い、悪質なものは開封調査・指導等を行います。」については、すでに実施している施策であり、今後も継続していくので、新規として項目を作成する。
- ・②項目中の「ごみ出し啓発委員等の普及を図り、勉強会をします」については、当面ごみ出し啓発委員等の設置は実施しないので、廃止とする。
- ・「住民がお互いに分別・ごみ減量を働きかける機会を作り、支援します」については、大きな会場で大学の先生を呼ぶのではなく、住民同士で働きかけをしていく方が効果的ではないかと考える。現在もすでに雑がみ説明会では市民の方に説明をしていただき好評を得ている。
- ・③項目中の「市役所や環境事業センターにおいて相談窓口の充実を図ります」については、市役所環境課においても相談窓口ができたことによる改定である。
- ・④項目中の「児童・生徒自らが行うエコ運動を支援します」は、現在東中学校でペットボトルのキャップを集めて、ワクチンを送ろうというエコキャップの運動をしているが、こういった活動を支援していこうというものである。
- ・「学校給食で食べ残しを減らす工夫をする等、もったいないという気持ちを育てます」については、今後学校や給食センターと検討していきたいと考えている。
- ・項目⑥は、「小売業者との協働体制を確立します」に変更する。これは、ごみ減量推進協力店制度そのものが形骸化しており見直しを図っていきたいと考えているからである。そのため、項目としても「3Rの推進に向けて小売業者と情報交換を行い、協働体制を確立します」と「詰め替え商品やばら売り販売の取り組みについて、小売業者と協議します」に改定していきたいと思う。また、現在のマイバッグ持参運動ネットワークの組織を活用していければと考えている。
- ・項目⑧に「修理・リフォーム教室を開催します」を新規に加える。
- ・項目⑨は「事業所に対し、ごみ減量の推進を働きかけます」に変更する。現在の2項目を廃止し、新たに「事業系廃棄物の減量を目的とした実態調査を行います」と「事業系廃棄物の減量のための協働体制づくりを検討します」を加える。これは、現在尾張東部衛生組合で検討されている実態調査を念頭に、どのような協働体制を築いていくか検討していくものである。
- ・項目⑩「国等への働きかけ」については、現在も行っており、これを継続していきたいと考えている。
- ・項目⑫の「できた堆肥の行く先を確保します(受け入れ場所・堆肥保管所の検討)」は、リサイクル広場を活用して、堆肥の受け入れや利用方法について研究し、堆肥が有効に利用されるようにしたいと考える。また、「堆肥化以外の処理

方法の可能性を研究します」については、将来の課題として、今回は廃止する。

- ・項目⑬は「事業所に対し、生ごみ減量の推進を働きかけます」に変更し、項目も「生ごみの発生抑制とリサイクルについて実態調査をします」に改定し、まず現状を把握していこうというものである。
- ・項目⑭は、平成22年度に開設される新給食センターに生ごみ処理機が導入され、それを機に保育園の生ごみ処理についても考えて行くということである。
- ・⑮中の項目は市の収集も平成16年4月から実施しており、雑がみの収集も行っているため、統合したいと考える。
- ・⑯については、「布類の分別収集について検討し実施の判断をします」に改定し、平成22年度には実施の方向で判断を待ちたいと思う。ただ、容器包装以外のプラスチックや陶磁器については、コスト面やリサイクルのルートに越えなければならない壁が高く、廃止したいと考える。
- ・⑰を「地域及びリサイクル団体との協働によりリサイクルを推進します」に変更し、項目についても「リサイクル広場を活用したリサイクルについて、市民との協働を進めます」に改定する。これは、廃油石鹼やEMボカシ作りに限定せずリサイクル広場を活用していこうというものである。
- ・⑱は以前より子供服、図書、自転車や家具などのリユースはリサイクル広場で行っていたが、昨年10月より広場の常時開催を機に、「あげます情報・ください情報」のリユース情報提供の場を設置し、今後も充実を図る。⑲についても同様である。
- ・⑳については、すでに瀬戸市、長久手町で実施している布類の分別収集を実施し、分別品目の統一を図りたいと考えている。
- ・続いて㉑の2項目の「高齢化などにより、ごみ排出が困難な家庭に対する個別収集を研究します」については、本年度より試行を開始した。今後のごみ収集の重要課題と考えている。
- ・㉒については、本日の議題3 において詳細を説明するが、ごみの減量化に伴い、より小型のごみ袋が必要ではないかとの考えで10ℓの指定袋を新設するため改定する。また、不燃ごみの指定袋については、粗大ごみの有料化の実施と合わせ検討していきたいと考える。
- ・(9)「リサイクル広場での取り組み」と㉓「リサイクル広場を充実させます」は現状の名称に変更する。項目についても「検討」から「充実」に変更し、「市民団体・障害者団体による運営」を加え、協働しながらリサイクル広場の充実を図るものである。
- ・最後に(10)適正なごみ処理費用負担については、右側の市民の欄に「ごみを出せば無料で行政が回収していくといった意識を変え、コスト意識を持つ」と「廃棄物の処理費用は排出者自身が負担する」の2項目を加え、今後のごみ収集有料化の可能性をふまえ、一般廃棄物会計基準の導入によるごみ処理コストの明確化が必要であると考えている。

説明は以上だが、項目が多いため全てを説明できず、また、この場で全ての議

	<p>論を尽くすことは無理かと思う。</p> <p>この会議で言えなかった意見については、2月13日（金）までに、市役所環境課ごみ減量係まで文章で提出することを依頼する。</p> <p>その後今日伺った意見と合わせ、ごみ減量計画中間見直し検討委員会に諮り、本年の3月下旬に「ごみ減量計画中間見直し案」を出したいと考える。</p>
委員長	<p>この項目について、意見等の発言をお願いします。</p>
事務局	<p>中西委員より事前に多くの質問を受けているため、事務局から逐次その内容及び回答をする。（発言書を配布）</p> <p>[発言1] 平成20年7月26日の審議において「ごみ減量計画見直し工程表」が提示された件について、本日の議題はどの工程に関する審議なのか？本日の議題は「計画見直し方針の審議会審議」であると理解して発言をする。</p> <p>[回答] 本審議は、平成20年7月26日の審議における「ごみ減量計画見直し工程表」によるところの「計画見直し方針の審議会審議」である。しかし、予算の関係や上位計画であるごみ処理基本計画見直しの進捗状況に合わせて、今回減量計画の全体像を示し2月13日までに各委員から意見をいただき、それを踏まえて次回3月に予定している審議会をスムーズに進めていきたいと考えている。</p> <p>[発言2] 「見直し作業推進体制」については、「職員プロジェクトチーム体制による」とあるが、これがこの内容に変更されたものと理解するが正しいか？</p> <p>[回答] 基本的には[発言2]のとおりで、「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」が職員のプロジェクトチームである。</p> <p>[発言3] 見直し体制の組織として「廃棄物減量等推進審議会」と「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」の2つが書かれているが、各々の組織の使命・機能・権限と後者の構成員を説明してください。</p> <p>[回答] 「廃棄物減量等推進審議会」は市長の諮問機関であり、この素案についての審議を住民、事業者の代表として意見を受けたいと思っている。「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」は一般廃棄物に関する行政経験のある職員で組織する委員会であり、経験を生かした素案の作成、意見の具申を行い、委員としては6人で組織する。組織の内訳は、課長職1名、課長補佐職2名、係長職2名、主査職1名の6名である。</p> <p>[発言4] 見直しの基本方針について、「ごみの減量に資する具体的施策の検討等、必要な見直しを行う」とあるが、これを「ごみの減量に資する具体的施策・各々施策の実行体制、進行管理の体制と仕組みの検討等、必要な見直しを行う」に改定することを強く要望する。</p> <p>[回答] 意見のとおり修正する方向で「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」において検討し、次回の審議会で説明したいと思う。</p>

	<p>[発言5] 「ごみ処理経費」について、処理施設の建設負担金は含まれていないと書かれているが、含めるべきであると考え。どのような理由で含めないのか。また、環境省の一般廃棄物会計基準では、どのようになっているか。</p> <p>[回答] ごみ処理基本計画において処理施設の建設負担金は含まない形で調整が進んでいるため、それに合わせている。環境省の一般廃棄物会計基準については、晴丘センター等の建設にかかるコストは当然入れるべきであり、減価償却相当分をコストに入れるというのが貸借対照表の観点からも当然である。行政の公会計は現金主義であり、減価償却の試算ができていないため、一般廃棄物会計基準導入に合わせて減価償却をどのように扱うかを検討していきたいと思う。</p> <p>[発言6] 「循環型社会実現に向けての協業」について、市の役割の一番目に「三者協業のコーディネート」を追加することを強く要望する。</p> <p>[回答] 行政のコーディネート、調整は重要な課題だと思っており、「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」において検討したいと考える。</p> <p>[発言7] 7減量施策(P16)以降の審議については後日行うことを動議します。</p> <p>①本日の議題は「見直し方針」であって「施策の詳細の審議」ではないこと、②ごみ処理基本計画の見直しが完了していないので整合しているか確認することができないこと、③委員が資料を確認できる日数が休日2日を含めて4日と少ないことの3つの理由がある。</p> <p>[回答] 2月13日の期限で意見を受け付けるので全体の審議をお願いしたい。3月の審議会をスムーズに進めたいため、今回の意見を踏まえ「ごみ減量計画中間見直し検討委員会」で見直しを図り、次回の3月予定の審議会での審議を受け、パブリックコメントの素案ができるよう調整をしたいと考える。</p>
中西委員	<p>追加質問が2点ある。</p> <p>[発言3]に関連するが、平成16年のごみ減量計画作成当初、審議会に対して市からの諮問書が出ているが、これは今回の見直しで出されているのか。</p>
事務局	<p>諮問書は出していません。</p>
中西委員	<p>今回は諮問を受けての審議に近いと思われるが、手続き上問題はないのか。</p>
事務局	<p>問題はない。</p>
中西委員	<p>[発言5]について、ごみ処理の経費について市民に理解してもらうことが大切だと思うが、そのためにはきちんとした基準を持って示さなければならない。しかし、前回(第1回会議の)資料では可燃ごみの1t当たりの処理費用が18,120円で1キログラム当たり約20円弱だが、今回の資料では1t当たり15,701円で1キログラム当たり約15円になっている。この差についてなぜかの疑問があっ</p>

	<p>たため質問したが、市民に説明するにあたり、きちんと基準を持って数字が揺るがないようにしないといけないと思う。</p> <p>行政の会計についての概念は理解したが、世間一般には通用しないと思う。世間一般の方に説明するわけだから、一般に通用するような会計をアナウンスするということを提案していきたい。</p> <p>行政の方で一般廃棄物会計に取り組むことを示しているが、現状でも一般に通用するよう建設負担金を含めることで、ごみ処理費用が揺るがないようにしてほしいという要望である。</p>
事務局	<p>要望については、よくわかります。しかし、建設負担金を含めた場合の問題として、平成18年度尾張東部衛生組合の建設負担金について、晴丘センターに係る建設公債費（借入金）の返済が終了したため、平成19年度以降の負担金が激減しており、行政の現金主義の関係であるが、経費として算入するには説明しづらい内容だと思う。本来だと建設費等は30年サイクルで計算し直す必要があり、一般的な経費としては30年のコストをあてはめなければいけない。市の会計の現金だけで考えると借金が多い間は負担金が多く、借金がなくなると少なくなるため、減価償却をはっきりさせてから市民に説明できる会計にしていきたいと考えている。</p>
委員長	<p>いろいろ意見があると思うが、2月13日までに文書で提出していただくということで、議題1を終了する。</p>
事務局	<p>【議題（2） 資源ごみ回収団体活動奨励金制度の見直しについて】</p> <p>現在、本市では「ごみ減量促進団体奨励金交付要綱」を定め、市内で資源ごみ回収活動を行う子ども会、自治会等の団体に資源ごみ回収量の1キログラム当たり4円を奨励金として交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の「1目的」として、資源ごみ回収団体が資源ごみの回収活動を実施することと併せて、行政が推進する「ごみのないまちづくりを目指した循環型社会の構築」及び「地域で地球を考えるまちづくりを目指した地球温暖化の防止」の施策に協働で取り組むための奨励金制度とすることを考えている。 ・「2予算措置」として、現状では「補助金」としての予算計上を行ってきたが、団体補助金の意味合いとして、基本的には、その団体が行う事業等の実施に対して、その事業費の一部を金銭的に援助するものである。しかし、資源ごみ回収団体活動奨励金は、資源ごみの回収活動を奨励するものであるため、謝礼的な意味合いから「報償費」とした方が妥当であると考えている。そのため、現状の「補助金」ではなく今後は「報償費」として予算措置をする。 ・「3資源回収業者の登録」制度を導入する。資源回収業者から資源の売払い料として奨励金交付団体に支払われているが、資源価格の大幅な変動が見られる中で、資源回収団体は、毎年の役員が交代するなどの事由により十分な状況の把握ができていない。又、公費である奨励金に対する支出の透明性を高め、市民への説明責任を果たすために、回収業者を登録制とすることで、できる限りの情報を開示していこうと考えている。

・「4 資源ごみ回収団体の奨励金の額」について、資源ごみ回収の方法により奨励金交付の額に差を設ける。具体的には、資源回収業者が指定の収集場所や各戸を回って資源ごみを回収している場合、これを「業者回収」とし、奨励金の額を現行のキログラムあたり4円から3円に引き下げる。一方、子どもたちや保護者で資源ごみを1箇所から数箇所の集積所に集めて、資源回収業者に引き渡している場合、これを「自主回収」とし、現行の奨励金の額である1キログラムあたり4円のままとする。「業者回収」のように資源回収団体が資源回収業者に回収の連絡をするだけではなく、自らが集積所に集めて資源回収業者に引き渡すといった回収作業への対価の上乗せと、環境保全や地域とのふれあいに関心をもっていたらこうという意味合いで、「自主回収」は「業者回収」よりも1円の奨励金を上乗せする形とする。現在平成20年度登録団体の内訳は、「自主回収」が13団体、「業者回収」が69団体、両方併用して実施している団体が3団体となっている。自主回収かどうかの判断は、資源回収毎に回収団体が実際に回収している写真と資源ごみ回収を知らせるチラシを回収団体から提出していただくことで確認を行う。

・要綱の変更について、要綱の名称が現在は「尾張旭市ごみ減量促進団体活動奨励金交付要綱」だが、事業名や予算科目名称を統一するため「尾張旭市資源ごみ回収団体活動奨励金交付要綱」に改める。

・各種様式について「資源ごみ回収団体登録申請書」には、「4 環境保全活動及び地域貢献活動実施計画 実施予定の事業」の記載欄を追加する。これにより、年度ごとの資源ごみ回収団体の登録の際、今回の目的である「ごみのないまちづくりを目指した循環型社会の構築」及び「地域で地球を考えるまちづくりを目指した地球温暖化の防止」の施策に即した活動を計画していただくこととなる。

・「資源ごみ回収団体登録通知書」は、登録を行った資源ごみ回収団体にこの通知書を送る。

・「資源回収業者登録申請書」により資源回収業者の登録を行い、「資源回収業者登録通知書」を登録業者に送る。

・「登録事項変更・廃止届」は、登録のある資源ごみ回収団体や資源回収業者において内容の変更や廃止があった場合に提出していただく。

・「資源ごみ回収団体活動奨励金交付申請書」は、実際の奨励金の交付の際、年2回、半年分を10月と3月に申請していただく。申請に合わせて、資源ごみ回収の内訳を提出していただく。「資源ごみ回収内訳書」を奨励金交付申請の際に合わせて提出していただく。内訳書の一番下にも記載があるが、自主回収の場合、この内訳書の備考欄に「自主回収」と記入していただき、当日の回収状況が分かる実施日ごとの写真と住民に配布したチラシを添付していただく。

「環境保全活動及び地域貢献活動実施報告書」については、資源ごみ回収団体が奨励金の交付申請する際に、申請書と合わせて提出していただくことと

	なる。
委員長	この項目について、意見等を受ける。
事務局	<p>[中西委員の発言]</p> <p>[発言8] 第1条の目的に関して、条文に「奨励金を交付することにより、市の資源回収と調和して市民の利便性を高める回収活動を促す」を追加してほしい。</p> <p>[回答] 目的としては、市が提案している原案のままでお願いしたい。ただし、事業者や資源回収団体への重要説明事項として、市民が資源を排出しやすい環境に努めるよう重点的に説明をしていこうと思う。1月14日に市内の資源ごみ回収団体の古紙回収をしている事業者との説明会の場を持った。14社ほど出席したが、事業者に対し「ごみ出しカレンダー」を渡し、市の月2回の古紙回収の間隔があいている日に資源回収を実施してほしい旨を説明した。ただ、事業者は団体の都合により日付を決められることもあるとの指摘を受けているため、資源ごみ回収団体に対して重要説明事項として説明していこうと考えている。</p> <p>[発言9] 「回収団体登録申請書」について「回収活動計画」を記載している目的は、①回収団体に市の回収日と整合した回収日を設定することを促す、②市が、回収団体が設定した回収日が市の回収日と整合しているか否かを確認する、ということであるか確認し、そうであれば目的にふさわしい内容に変更してほしい。</p> <p>[回答] 重要説明事項として念を押していく中で、調整できるものと考えている。</p> <p>[発言10] 「回収地域」の項目を追加してほしい。</p> <p>[回答] 今年度に旭ヶ丘連合自治会の要望に基づき、試行的に回収地域を把握するため、旭ヶ丘連合自治会内の子ども会を中心に調査を行った。しかし、実態として、「自主回収」を行っている団体は回収地域の認識がしっかりしていたが、「業者回収」を行っている団体では町内会にチラシや回覧板を依頼しているだけで、はっきりとした回収地域を把握していないということで、回収地域の把握はできなかった。そのため、今後の課題としてとらえ、回収団体がどのような地域で調整しているのかを把握するような対処は考えていきたいと思う。</p> <p>[発言11] 「環境保全活動及び地域貢献活動」は、「ごみ減量活動」と変更すべきである。資源回収活動を奨励するものだから、例えば木を植えるとか、福祉ボランティアをすとかまで活動範囲を認めてしまうことは、適当ではないと考える。</p> <p>[回答] 基本的に「環境保全活動及び地域貢献活動」のままにしたい。ごみ減量の環境活動を中心にしていきたいため、各団体への記載要領を配布する際、</p>

	<p>市が推し進めている雑がみ等の分別の説明や徹底を実施したり、CO2・CO2（コツ・コツ）ダイエットプランに取り組んだり、自治会等でのごみゼロ運動に協力したりすることを具体的に挙げる形で環境保全活動及び地域貢献活動の具体化を図ることができたらと思っている。</p>
中西委員	<p>[発言 9]について、様式は変えないということだが納得できない。子ども会の役員は変わっていくため、前の年度に話しても次の年度でやるかどうか保証はない。市の回収がない週に資源回収をやることで、出す機会が増え、市民にとっては古紙を貯めておかなくてもよくなるというのが望む姿だが、昨年度もそのために行政は努力したはずである。しかし、私の地域では実行されていない。2つの回収団体があるが回収日は今日と明日であるという実態があるので、書類で確認しないと相手方に意思が伝わらないし、行政も気づかないと思う。そのため説明会では徹底できないと思うので、訂正することを強く要望する。</p> <p>[発言 10]について、回収団体自身もどの場所の回収をやっているか知らないことに対して疑問を持っていない。回収団体に回収地域の提出を依頼し、提出されない団体を指導していくといった形を取らないと指導にならないと思う。行政がお金を払っている以上、行政の指示に従って書類を用意することは、当たり前なことだと思うので、提出するようにすることを躊躇しているのが疑問に思う。</p>
事務局	<p>[発言 9]について、回収日を入れた方が良いとの意見が多ければ、行政としては訂正する。</p> <p>[発言 10]について、回収地域を書くことについて、町内会等に回覧を依頼されるだけということで行政としても悩ましいのだが、行政側でも自治会・町内会の正確な活動範囲を把握していないため地図を作成することは難しいと思っている。</p>
委員長	<p>回収日を設定するかどうかについて審議したい。</p>
本間委員	<p>昨年 11 月に見直しの方針が出た後、各子ども会にて打ち合わせを行ったが、子ども会としては子供を中心として活動するため、資源回収を行う日は学校が休みの土曜や日曜日になる。PTA が集めても意味がないので、市の回収の間隔に合わせることは不可能に近い。子供中心とした活動として考えると土日が主になると思う。</p>
事務局	<p>その点では事業者からも意見があったが、行政の回収のすぐ後の土・日に実施することについて配慮をお願いしたい。</p>
本間委員	<p>奨励金は市の補助金の一つとして考えているので、持ち帰って相談をしてみるのがなかなか設定しづらい面があり、なるべく子どもが集められる日付を考えたい。</p>
中西委員	<p>私の地域では市の古紙回収日が第 1 と第 3 の木曜日であり、廃品回収は第 2 と第 4 の日曜日でやっていただけないかということである。第 2・4 の木曜日ではなく、真中あたりで実施すれば市民としてたくさん貯めておかなくても良くなり、出す機会が多くなれば利便性が上がるということを申し上げたい。</p>

本間委員	子ども会では、土日にスポーツ活動など各事業を実施しているため、事業の合間での実施ということになる。
事務局	行政としても、必ずしなければいけないとするわけではなく、できるだけ協力いただきたいこととする。
委員長	できる限り協力をいただくということによろしいか。
中西委員	様式を直すということによろしいか。
委員長	挙手で確認する。
吉田委員	「回収日を設定すること」について分かりにくいので説明してほしい。
事務局	申請書の中に、例えば「第〇曜日に回収する」と記入していただくことで、行政が資源回収の実施地域や回収日を把握でき、資源回収日と市の回収日を比較してあまりにも日付が近い場合、資源回収日の調整を促すことができる。一方、資源回収日を記入せず、資源回収と市の回収の日付を離していただくよう説明するので、申請書には記入はしないでよいとの考え方もあり、どちらがよいかを審議してほしい。
吉田委員	回収日を記入したからといって、それを強制的にその日は駄目だということはないのか。
事務局	ありません。
吉田委員	回収の日にちをただ書くだけのことで、あくまでも予定ということになる。
福島委員	子ども会は年間行事表を作っている。市の行事にあわせるなどしているので、大変だと思う。
谷山委員	瑞鳳の子ども会では、毎月の回収日が決まっていて、行事等による変更がある時は変更の詳細が書かれた回覧が来ている。
事務局	市の回収日と調整ができるかどうかである。
谷口委員	根本的には協力である。予定の段階では、あいまいな日付になっている。
委員長	日付にはある程度自由度を持っていただくため、記入を求めるのに消極的な意見と、予定とはいえ実施日の記入を求めるという意見だと思う。
谷口委員	子ども会にはある程度の予定は決まっているが、あいまいな日付になるので、記入して回収日を縛るのはどうかと思う。
委員長	子ども会の行事は決定ではないが予定を決めて、若干の修正をしているという現状があるということだと思う。
鈴木委員	子ども会の活動経験があり、いろいろな年間行事がある。年間行事については、地域に配られているが、資源について市に出すか子ども会に出すかは、出す人の判断である。日付を決めるのは一般行事と避けて決めるのだから、子ども会は大変だと思う。
中西委員	大変なのは、子どもが参加している自主回収の団体である。しかし、69団体

	<p>は業者回収である。自主回収は13団体である。80団体中70団体が業者回収であり、自分たちは参加せず業者が集めているので負担がかからない。そのことを想定して考えた方がよい。</p>
福島委員	<p>業者回収の場合できないことはないと思う。例えば、瑞鳳では3丁目は29日、2丁目は30日、1丁目は31日と決まっているので、業者回収であれば可能である。問題は自主回収への負担である。どちらを推奨するかと考えると、近所とのふれあいが自主回収にあり、今回の見直しとなった。自主回収を促すなら、業者回収の場合はきちんと日付を決めていただくようにし、自主回収に促すようにする方がよい。</p>
各委員	<p>(賛成の意見)</p>
事務局	<p>「業者回収」をしている団体については、収集日を書いていただくような申請書に修正させていただきたいと思う。</p>
委員長	<p>業者回収については日にちを書き、自主回収については書かなくてよいという意見及び事務局の案について、採決を行う。</p>
	<p><賛成多数></p>
委員長	<p>賛成多数で事務局案を決定する。 事務局の案を含め、議題2について見直し全体の内容について決議をとるため、採決を行う。</p>
	<p><賛成多数></p>
事務局	<p>【議題(3) 指定ごみ袋の基準見直しについて】</p> <p>「指定ごみ袋の基準見直し」について</p> <p>現在、本市では「指定ごみ袋認定要領」を定め、可燃ごみ袋45ℓ、30ℓ、20ℓ及びプラスチック製容器包装資源ごみ袋45ℓの4種類の指定ごみ袋を規格している。</p> <p>今回の改正の要点としては、4つある。</p> <p>1つ目は、10ℓのレジ袋型可燃ごみ袋を新たに規格として追加したいと考える。ごみ減量が進む中で、更に小さなゴミ袋を必要とする市民が増えており、現状の20ℓの可燃ごみ袋よりも小さなごみ袋の要望が多くなっている。また、縛りやすい手提げ部分のあるレジ袋型ごみ袋を追加することで、小さなゴミ袋の利用促進を図り、更なる減量の効果を期待したいと考えている。</p> <p>2つめは、ごみ袋の厚さについて、現在45ℓ袋で0.03mm以上、30ℓで0.025mm以上、20ℓで0.025mm以上だが、現状の製造技術におけるごみ袋の用途として問題のない厚さは、製造業者によると45ℓで0.027mm以上、30ℓで0.025mm以上、20ℓで0.023mm以上との見解であったため、ごみ袋の最低限の厚さの規格を引き下げる。</p> <p>3つめは、ポリ袋のJIS規格であるJIS Z 1702 に準拠するよう規格に追加し、ごみ袋の強度の最低基準を設ける。強度を追加することで、ポリ袋の品質は維持できると考えるが、このJIS規格はポリ袋として使用できる</p>

	<p>かどうかの規格であり、これだけを基準とした場合、ごみ袋としての使用に耐えない可能性があるため、厚さの最低基準を維持する。</p> <p>最後にごみ袋に記載するデザイン等の項目だが、現在の要領では“ごみ出しルールを守りましょう”との標語を最低記載項目として必ず記載することとなっている。具体的には外袋とごみ袋自体の最低記載項目として、真中にあるイメージキャラクターの下の部分にこの標語が記載されている。「ごみ出しルールを守りましょう」に限定する必要性があまりないため、別の標語やイラスト等ごみ減量を促進するものに変更できるようにする。具体的には、雑がみなどの資源ごみが入っていないか確認を促す標語やイラスト等を考えている。</p> <p>「可燃ごみ指定ごみ袋見直しなどの調査結果」ということで、商工会内にあります尾張旭市指定ごみ袋取扱店組合の会員に対して調査を行った結果を説明する。組合員141事業所の中で28事業所の回答を得た。回答があまり多くないため調査として参考になるか分からないが、3分の1の事業所が積極的に10ℓレジ袋型ごみ袋を取り扱いたいとの意見を得た。</p> <p>今後の予定として、今回の審議を得た結果を踏まえ、要領の変更手続きを行い尾張旭市指定ごみ袋取扱店組合や現在ごみ袋製造の認定を受けている業者、指定ごみ袋取扱販売店への通知を行う。また、10ℓレジ袋型指定袋については、新規のごみ袋作成となりますので、組合や製造業者、販売店と調整し販売へ向けての準備をしたいと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>この項目について、意見等の発言をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>[中西委員の発言]</p> <p>私が所属している循環型社会推進会議が行っている市民活動の中で、多くの市民の方々からお預かりしている課題が含まれている。このような背景も理解していただいた上での見直しであると認識している。市民からの要望を真摯に受け止め、迅速に実現された市の対応に対して敬意を表す。以上を踏まえて発言する。</p> <p>[発言12] 「指定ごみ袋の規格」について新設される10ℓ燃えるごみ指定袋は、レジ袋として使用できるだけの強度を持っているか。</p> <p>[回答] 実物で0.02mmの厚みの一宮市の可燃ごみ指定袋を用意したので確認していただきたい。(指定ごみ袋の例を配布) 現在スーパーなどで配布しているレジ袋では、0.015mm程度の厚みが多くみられるため、今回の0.02mmの厚みを指定することで強度があると思っている。</p> <p>[発言13] 寸法の表現が、「縦500mm以下×横500mm以下」となっており、「縦500mm±5mm×横500mm±5mm」が正しいのではないか。</p> <p>[回答] 寸法の表現は、あくまでも市町の規格の表現である。製造工程で袋を裁断する際に誤差が当然出てくるため、製造過程での誤差は市の規格の中に含まれていると考える。「±5mm」の表現をする場合は、製造過程での誤差であること</p>

を示す必要があると考えられるので、原案の「縦〇mm以下×横〇mm以下」といった表現にしていきたいと思う。

[発言 14] 「指定ごみ袋に関する調査結果について」何時、どのような人に、どのような設問をしたか。

[回答] 平成20年10月頃に指定ごみ袋取扱店組合の加入事業者141事業所を対象にしてアンケートを行った。問1については、10ℓ程度のレジ袋型のごみ袋を設定した場合、取り扱いをされるかどうかを質問した。20ℓのごみ袋については、10ℓを作れば必要ないのではとの一部の意見があったため、20ℓのごみ袋についてどのようにするかを問2で質問した。問3については、レジ袋の有料化の事業所として参加する意向があるかを質問した。

[発言 15] 10ℓ可燃ごみ指定袋の購入者について、市はどのような購入者に供給していくことを予定しているか。

[回答] 市の可燃ごみの収集は週2回あるが、ごみ減量の促進に努めているため1回の排出が10ℓ程度のごみ袋で収まる市民を対象として販売してもらいたい。

[発言 16] 市民だけでなく、事業者にも販売していくこととして、これからの販売企画を進めていくべきであると考えますが、市の見解を聞きたい。店はレジ袋の代わりにこの指定ごみ袋を渡し、顧客はこれに商品を入れて持ち帰り、商品を冷蔵庫に収めた後に本来の用途であるごみ袋として使う。販売企画としては、商品の種類、卸売り単位、行政の希望販売価格、販売拠点などが考えられる。

[回答] 行政としては、レジ袋として商品を入れて持ち帰る用途で今回の10ℓ指定ごみ袋を使用する場合、容器包装リサイクル法上、容器包装にあたるためこれを推奨する考え方は持っていない。容器包装リサイクル法対象であるものに必要な容器包装リサイクル協会の負担金を払っていない指定ごみ袋については、あくまでもごみを排出する際に入れていただく袋だという理解を持っている。ただし、市民の方がレジ袋型のごみ袋を購入し自分の判断で商品を持ち運ぶことについては問題がない。例えば、灯油缶を運搬したり、扇風機を保管したりする場合に45ℓのごみ袋を使うことがあるので、個人の判断でできる内容だと理解している。行政の希望販売価格について、ごみ袋は基本的には市場に単価設定を任せているので、希望販売価格や販売拠点を行政で指定するつもりはない。

[発言 17] 10ℓ燃えるごみ指定袋の市民への安定供給体制について、発売時、店頭と並べる店は何店舗を見込んでいるか。これらの店舗の所在地分布はどのようなになっているか。市は供給責任を果たす立場であるという観点に立って、この供給体制をどのように評価しているか。

[回答] 基本的には市場に任せており、認定業者が指定ごみ袋を作り、指定ごみ

袋取扱店組合ルートで指定ごみ袋が店頭に並ぶ。店頭でどれだけ取り扱っていたかについて、できる限り指定ごみ袋取扱店組合を通じて広く販売できるようにお願いしていこうと思う。

[発言 18] 設定されてから久しい20ℓ燃えるごみ指定袋の現況を鑑み、供給体制を補強・安定化させるために、市の諸施設ですべての指定袋を品ぞろえして販売することを提案する。年中無休のリサイクル広場から始めるのはどうか。

[回答] 指定ごみ袋取扱店組合の加入事業者の収益を考えると営業の妨害になってはいけないため、組合等の調整の上協議していく考えである。リサイクル広場で収益を得ず販売しても良いとの協議があれば可能であるが、指定ごみ袋取扱店組合の会員は1万円という負担金を支払って、店舗で販売しているため、その事業者の営業活動を邪魔することになってはいけないので、その点は慎重に組合と協議していきたい。

10ℓ燃えるごみ指定袋の市民への周知について

[発言 19] この指定袋が新たにできたこと、そしてどこで入手できるか、を市民に周知することが必要だ。市は、これらを何時、どのような方法で行う予定か。

[回答] 本日の決議をいただいた後、広報、ホームページを通じて周知を図っていきたいと思う。入手先について、指定ごみ袋取扱店組合を通じてできる限り協力をいただいた後、公表したい情報があればPRすることは可能だが、ただお店に偏ったPRというのは行政が行うことは困難であり、組合ルートや市民の口コミでやっていただけると良いと思う。

[発言 20] 指定袋は平成21年4月1日に発売されるものと推測するが、4月に広報、ごみ出しカレンダー、ホームページ、リサイクル広場で宣伝することを提案する。

[回答] 発売日時などについては、これから製造業者に認可取ってもらい、事業者が発注する必要がある。現在、指定ごみ袋取扱店組合が発注している業者に確認したところ2か月程あれば製造が可能だということだが、認可の取得や組合の中での調整もあるため、いつ発売するかについてはわからない。宣伝はこういった経過を踏まえた上で実施したいと考えている。

10ℓの燃えるごみ指定袋の事業者への販売について

[発言 21] レジ袋削減取組事業の一環として、速やかに事業者への販売企画を推進することを強く要望する

[発言 22] 喫緊になすべきことは、マイバッグ持参運動の協定参加事業者に対して、行政の意思をはっきり発信することであると考えている。その発信すべき内容は、「レジ袋を有料販売する代わりに、10ℓ燃えるごみ指定袋をレジ横で単品販売してほしい」ということである。行政の見解を尋ねる。

	<p>[回答] 容器包装リサイクル法との兼ね合いで、ごみ袋をレジの付近で単品販売することを行政が積極的に推奨する考えは持ち合わせていない。</p>
委員長	<p>以上の中西委員のご意見に対する行政の考えを述べていただいたがいかがか。</p>
中西委員	<p>[発言19]について、どこで入手するかは極めて大事なことで、例えば20ℓのごみ袋は店頭に並んでいないため、存在すること自体を知らない方がいる。自分がよく行く12店ほどで確認したが3店舗しか20ℓのごみ袋を置いていない。</p> <p>45ℓのごみ袋しかないと思っている人の行動を聞いて大変なショックを受けたことがある。減量のため分別をしているが、可燃ごみ袋が45ℓしかなく、ごみ袋に空きがあるので、分別した資源を可燃ごみ袋に詰めてしまうということ言っていた。忙しい主婦の方なら当然起こる行動だと思う。小型のごみ袋が流通していないため、そんな状況になってきている。行政がどこで流通しているかについておおよび腰だということはわかるのだが、供給責任ということを必ずやるべきだと思う。商工会及び指定ごみ袋取扱店組合で供給責任を果たすためにお互いに協力することを覚書しているはずだから、そこをきちんと話してほしい。アンケートでもあった10ℓの指定ごみ袋を取り扱いたいという10店舗と20ℓを取り扱っている店舗を合せてPRすることについては、他店の販売を邪魔することにはならないと思う。行政が供給責任を果たすために市民に伝えるのだということではぜひとも検討していただきたい。</p> <p>[発言21、22]について、容器包装リサイクル法のことを言っているが、私は東京の容器包装リサイクル協会に確認した内容を発言したい。指定ごみ袋については、容器包装リサイクル法の対象にならないという明確に答えをもらっている。レジ付近で販売しようがまとめて販売しようが対象にならないとはっきり言われた。行政の回答は、少し消極的なものであるが、その根拠を容器包装リサイクル法にあげるのは間違いだと思う。</p> <p>こういった行政のあやふやな判断があるため、春日井市が誤った方法で実施しており、指定ごみ袋に容器包装リサイクルマークを付けている。尾張旭市では幸いリサイクルマークは付いていない。名古屋市はあわてて最近のものから外している。ということで、行政の判断が大変揺らいでいる。[発言22]の「レジ横でごみ袋を単品販売してほしい」と事業者に言うと、他の市町に店舗を展開している事業者の場合、行政によって言うことが違って困っているため、レジ横で単品販売ができる旨を行政がはっきり言ってくれば判断できるのだが、と言っている。マイバッグ持参運動ネットワークに参加している12事業者に確認した結果わかったことである。また、市民の大部分がレジ横での単品販売を望んでいると思う。行政もごみの二重包装がなくなりごみが減量でき、事業者も容器包装リサイクル協会への負担金50銭を納めているがこの費用が必要なくなる。事業者も得になり、市民もごみ袋に使える便利になり、行政も二重包装がなくなりごみの減量になるということでは何の問題もないと思う。このことについてきちんと整理してください。</p>

事務局	<p>[発言 19]については、組合と協議して、できる限り多くの取扱店ができるような形で方向性を模索したいと思う。</p> <p>[発言 22]については、中西委員の解釈に誤りがある。指摘の通り指定ごみ袋は容器包装リサイクル法の対象ではないが、ごみ袋はごみを排出するためのものであり、商品を入れて持ち帰る袋ではないとの理由で対象にならない。春日井市がリサイクルマークを付与したのは、指定ごみ袋を導入する平成19年4月までレジ袋でごみを出すことができた関係で付与したのであるが、春日井市の廃棄物減量等推進審議会での審議ではレジ袋を削減してごみの減量をすることに合わないため、指定ごみ袋をレジ袋として使うことをやめたいという方向性を出された。本市では、個人が自主的にレジ袋として指定ごみ袋を使うことは何も言うことはないが、レジでごみ袋をレジ袋として渡すような形をとられると、県から容器包装リサイクル法に該当する可能性があるとの指導があるため、行政として前向きにそれを推奨するつもりはないとの回答をさせていただく。</p>
委員長	行政の回答について、中西委員。
中西委員	<p>「そうなんですね」と言うしかない。というのは、県が一番問題である。県がマイバッグ持参運動やレジ袋削減を推奨しながら、この考えの整理ができていない。県のごみゼロ社会推進あいち県民会議できちんとしてもらえないと、市が動けないことは理解できる。</p>
委員長	事務局の提案について賛成の方の挙手をお願いします。
	<全員賛成>
事務局	<p>【報告事項(1) レジ袋削減(有料化)の取り組みについて】</p> <p>「レジ袋削減・有料化の取り組み」について</p> <p>前回平成20年7月30日の審議会では、7月22日にマイバッグ持参運動ネットワークを設立し第1回の会議を開いた旨報告した。その後、8月25日に市内の代表的な小売店等が参加して、第2回の会議を開催した。9月26日の第3回会議では、マイバッグ持参運動の店頭啓発について打ち合わせを行った。</p> <p>10月11日、12日の市民祭において環境課職員によるレジ袋削減の啓発活動を実施した。</p> <p>その後、10月15日から29日、マイバッグ持参運動ネットワーク会員の11店舗において、同じく会員の市民団体、行政による店頭啓発及びアンケートを実施した。問1から問6まで6つの質問をしたが、問2「マイバッグを買物に持参しているか」の質問により、8割の方がマイバッグを持参もしくは時々持参していることが分かった。また、問5「レジ袋無料配布の中止の賛否」の質問により、半数以上の方がレジ袋有料化に賛成していることが分かり、問6「利用している店舗がレジ袋を有料化した場合の対応」の質問により、有料化後は92%の方がマイバッグを持参することが分かった。</p> <p>11月26日には第4回マイバッグ持参運動ネットワークを開催し、レジ袋有料化協定に向けての確認を行った。</p>

	<p>現在、1月15日から2月13日までの間、レジ袋削減・無料配布中止に関する協定参加者の募集を行い、協定に参加する事業者を募集している。今後の予定としては、3月2日に協定の締結式を行い、その後参加事業者の店舗において2回目の店頭レジ袋削減の啓発活動を実施する予定である。レジ袋削減・無料配布中止の時期は、4月1日から実施する予定である。</p> <p>実際のレジ袋削減・無料配布中止に関する協定の内容は、募集要領を参照。</p> <p>募集対象は、市内に店舗がありレジ袋を使用している事業者で、応募条件は①レジ袋の無料配布を中止し、レジ袋の削減を推進すること、②レジ袋の無料配布中止により収益金が生じる場合は、環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を公表すること、③マイバッグ等の持参促進やレジ袋削減に関する取り組みを実施することとし、レジ袋のお断り率を80%以上にすることを目標としている。また、取組内容や数値目標の達成状況については、初年度から9月までは毎月でそれ以降は年度ごとに報告するとともに、自らの公表をすることとしている。</p> <p>実際の応募用紙、レジ袋削減・無料配布中止に関する協定書の案の内容としては、募集要領とほぼ同じものとなる。</p> <p>協定の中で2の項目に「レジ袋収益金、レジ袋販売代金からレジ袋納品原価及び消費税を差し引いた金額が生じる場合は、環境保全活動や地域貢献活動に還元し、その内容を事業者自ら公表すること」とするが、「収益金が少額であり、事業者が単独で有効的な活動への還元が難しい場合は、マイバッグ持参運動ネットワークにおいて還元先を定めること」とする。こちらについてはマイバッグ持参運動ネットワークが収益金の還元先を定めるのみで、収益金を一旦預かることはしない。</p>
委員長	<p>ただいまの報告事項について、意見等の発言をお願いする。</p>
事務局	<p>[中西委員の発言]</p> <p>「実施スケジュール」について</p> <p>[発言23] 平成21年4月以降の取組内容と日程について説明してほしい。この種のすべての事業はPDCA（計画—実行—確認—評価）の4つの段階を踏んで完結させなければならない。PDはわかるが、4月以降の主たる活動となるCAが全く見えない。今、当審議会が承知すべき事の重点はここにある。</p> <p>[回答] C確認として、本来は年1回のレジ袋削減枚数・辞退率の報告であるが、協定内容にもある通り、有料化後始めの6か月は毎月報告を求めていくこととする。また、Aアクションとして、辞退率の低い店舗へはマイバッグ持参運動ネットワークの啓発活動等を考えている。</p> <p>[発言24] 市はこれからのレジ袋削減取組の活動展開をどのように考えているか。①マイバッグ持参運動ネットワークで参加店舗をさらに拡大していく、②マイバッグ持参運動ネットワークに加えて、新たなレジ袋削減取組の活動を開始する、の2つを考えているが、市の見解を伺う。</p>

[回答] ①については、まったく同感であり、参加店舗の拡大は当然の責務と考えており更なる充実を図っていきたいと思っている。②の新たなレジ袋削減の取組について、先進自治体で行っているレジ袋の有料化について、レジ袋の辞退率は概ね90%前後で推移しているのが実態である。後の10%を追いかけるよりも、市民団体、市民とスーパー等の事業者が意見交換を行う大変良い機会だと思っているので、マイバッグ持参運動ネットワークの中で、できればトレイ削減やばら売り等ごみの減量につながる施策について協議できたらと思っている。

その他について

当審議会はマイバッグ持参運動ネットワークの構成組織であり、今般の市からマイバッグ持参運動ネットワークの活動が非常に重要であると痛感した。

[発言25] 「当審議会からマイバッグ持参運動ネットワークに対して、次に示す意見を申し上げる」ことの是非を審議してほしい。

A ①協定書、②事業者が協定書で約束したことの履行状況、③各市民団体が協定書で約束したことの履行状況、④尾張旭市が協定書で約束したことの履行状況、⑤マイバッグ持参運動ネットワークが協定書で約束したことの履行状況、⑥マイバッグ持参運動ネットワーク活動の総括、以上の事項について適時、ホームページで公開すること。

[回答] 当審議会は市長の諮問機関として位置づけがされているため、これらのことは意見ではなく、マイバッグ持参運動ネットワークの構成組織として実施するものと考えられる。基本的にはマイバッグ持参運動ネットワークの責務として、市民に説明する責任があるため、Aの①～⑥の内容はホームページで公開することだと考えている。

[発言25 B] マイバッグ持参運動ネットワークが、市民ならびに事業者と対話できる仕組みを作ること

[回答] 行政の一存で了承できるものではないため、こういった形で市民ならびに事業者と対話できるのかを検討すべき課題であると思っている。

[発言25 C] 平成21年9月末時点での活動結果を確認・評価して、その結果を当審議会に報告すること

[回答] どの時点で報告するかは現時点では未定であるが、このレジ袋削減の取組の活動結果については、本審議会に定期的に報告していくこととなるので、よろしく願いたい。

委員長	ただいまの回答について、中西委員。
中西委員	マイバッグ持参運動ネットワークはいつまで実施するのか。
事務局	2年から3年は実施していきたいと思っているが、ただ辞退率が90%を超える段階で更なる参加店舗を募るよりも、新たにごみの減量に資する話し合いを事

	<p>業者や市民団体でできればと思っているので、名称が変わる可能性があるが継続できたらと思っている。</p>
中西委員	<p>マイバッグ持参運動ネットワークに参加しているのは、たったの12社であり、それだけの参加店では、市全体のレジ袋の削減状況がどうなるのかの視点が必要であると思う。</p> <p>[発言25 B]について、「対話できる」と言ったのは、市民活動と言いながら非常に閉ざされていると思う。一市民としての発言する場がないので、宙に浮いてしまう恐れがある。</p> <p>また、今回この発言をしたのは、委員長がマイバッグ持参運動ネットワークに出席した際、一構成員である審議会の意見として提案するためのものである。</p>
委員長	<p>以上を持って報告事項を終了する。その他の事項として。</p>
事務局	<p>次回の尾張旭市廃棄物減量等推進審議会を3月の末頃に開催していきたいと考えている。</p> <p>その内容としては、平成21年度の廃棄物処理等に関する予算の概要について、また、本日素案を示した尾張旭市ごみ減量計画の中間見直しのパブリックコメントにかける案の承認などを予定している。</p>
委員長	<p>本日、各委員からたくさんの意見が出されたが、事務局は、意見等を参考にし、事業を進めていただきたいと思います。</p> <p>以上をもって、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会はすべて終了する。</p>